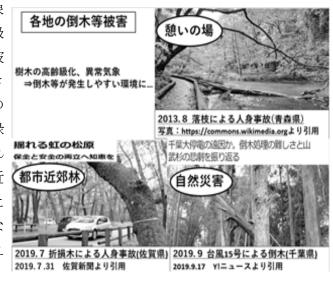
# 人の暮らしと海岸林~安全と景観の両立を目指して~

庄内森林管理署 総務グループ 末永 崇之

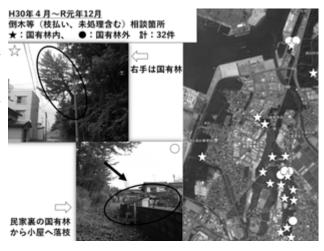
## 1. はじめに(背景:現状と課題)

近年、集中豪雨や強風等の異常気象が日常化しつつある中、立木の高齢級化や病虫害の増加に加え、倒木等の被害が全国的にみられるようになってきた。その一方で、レクリエーションの森の利活用推進や都市近郊における緑化運動など自然との共存が強く謳われており、特に人の暮らしと近い都市近郊林やレクリエーションの森といった憩いの場においては、人身事故につながる危険性が高く、重大な課題といえる。



当署が所管する庄内地方においても、平成30年度~令和元年度12月現在までに把握しているだけでも32件の倒木等の相談が寄せられており、中には人身被害に繋がりかねなかった事案もある。特に倒木等の相談が集中する場所として酒田市が挙げられる。300年かけて育まれてきた南北に長く連なる「庄内海岸林」に加え、住民が日常的に利用しているモデルレク森である「万里の松原」がある酒田市は、代表的な都市近郊

林であり、ボランティアによる森林整備活動も積極的に行われている地域である。高齢級化や松くい虫被害に加え、近年増加傾向にある全国的な倒木被害の影響から、良くも悪くも住民の立木に対する危機管理意識が強まっており、これまでそれほど気にされなかったものまで相談が寄せられる傾向がうかがえる。また、国有林と民有林が混在する場所も多く、森林所有者の確認に時間を要することも多い。



こういった相談に対し、当署においては主に管理担当が窓口となり対応している一方、各行政機関においては担当課が決まっておらず、問題があった施設等の管理担当課が個々に対応している。そのため、担当課毎で理解に差が生じたり、連絡内容が曖昧、相談が二重に寄せられる、事前に確認することなく相談を横流しされる等、対応に不要な時間と労力を費やさなくてはならない非効率的なケースも多い。また、情報

共有がされず各担当課でしか事案を把握していない場合も多いことから、情報履歴の 蓄積も不十分で危険木等がどこに集中するか把握ができていないのが現状である。

このような課題を踏まえて、今後も増加していくであろう倒木等の相談に対し、官民の一体化した対応は勿論のこと、将来的には高齢級化した林分の更新林型の再検討、それらを今後維持管理していく上で、森林整備に係るボランティア活動がますます重要となってくることから、まずは各行政機関との連携体制を構築することを第一の課題と位置づけ、署内検討していくこととした。

## 2. 検討案

#### (1) ソフト対策案

県市町村等の窓口担当課の一本化を行い、各行政機関の窓口担当課による打合せ、図面共有の徹底、地域住民への問合せ窓口担当課の広報周知を検討していく。

# ①窓口担当課による打合せ【各行政機関との情報共有の迅速化】

年度始めの顔合わせ、情報共有方法、相談への対応方法の見直し検討等により対応の円滑化を図ると共に、危険木等に関する情報整理を行う。

## ②図面共有の徹底【現地所有者把握の迅速化】

住民からの相談はどの行政機関へ寄せられるか分からず、現地所有者の把握及び適切な窓口への引継ぎを迅速化する必要があるため、国からの提供、補完及び共有の徹底を行う。「この場所は当方の管轄ではないから分からない」ということでは、住民からの不信感を招きかねない。

#### ③問合せ窓口担当課の広報周知【地域住民へ窓口一本化の周知】

各行政機関の担当課連絡先が分かるポスターを作成し各庁舎へ設置すると 共に、HPや行政広報誌への情報掲載を行う。

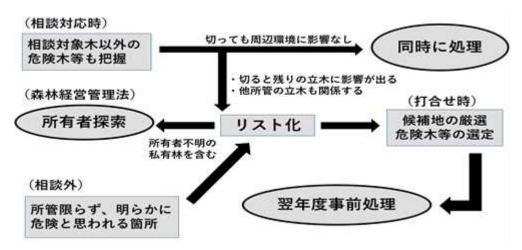
#### (2) ハード対策案

相談を受けた対象木だけでなく、その周辺の危険と思われる立木等も併せて 事前に処理していくことも重要である。ただし、残った立木が危険木となって しまうケース、他所管の立木も危険木に含まれるケースも想定し、周辺の環境 を十分に考慮しながら官民が連携して対応していく必要がある。

事前処理に向けて、相談の有無に限らず、明らかに危険であると考えられる場所も含めて、危険木等箇所リストを作成し、打合せ時にそのリストの中から候補地を厳選、関係者による現地立会の下、優先的に処理を行う危険木等の選定を行い、翌年度に必要に応じた官民一体的かつ同時的な事前処理を可能とする体制を目指す。

なお、個人所有の立木については、所有者が特定できない限りは危険木であ

っても対応が困難である。森林経営管理法によれば、所有者不明の森林については、市町村への一時的な経営管理権の設定も含めて、所有者探索に一定の時間を要することから、予め危険木等箇所の情報を各行政機関で共有、把握しておくことは所有者探索作業の円滑化においても必要不可欠であると考えられる。



## (3)署内業務改善案

今後も倒木等の相談件数の増加が予想されることから、署内において相談を 受けてから処理実行までの円滑化を図る。

#### ①簡易対応マニュアルの作成

第一報については担当職員に限らず適確に対応できる環境づくりが必要である。また、個人ではなく組織として各相談に対し、平等に対応してくためには、過去の対応状況を把握しておく必要がある。そこで、第一報を受けた際の共通確認事項、過去の対応履歴を確認するための事案例集を含めた簡易対応マニュアルを作成し、署内で共有していくことする。(北海道局石狩署において取組事例あり)

## ②処理業務の発注方法の改善

現在、倒木等の処理については、その都度見積合せや各種手続きを行っているが、処理完了までに1か月ほど要することも少なくない。また、処理を行える業者も限られることから、処理実行までのタイムラグを極力排除するため、年度初めに年間契約の締結が出来ないか検討していく。

#### (4)将来的な展望

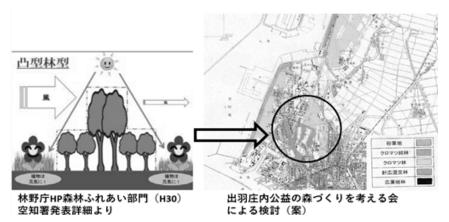
現在、当署も参画している行政機関及び有識者からなる「出羽庄内公益の森づくりを考える会」により、海岸林のゾーニング検討や森林整備ボランティア活動の普及に尽力しているところだが、倒木等の問題を十分考慮したものとは言えない。そこで、上記の課題を十分考慮した上で、「高齢級化したクロマツ

林の更新及び林型のゾーニング」や「都市近郊林における森林整備ボランティ ア活動」について、意見をいただくこと等を検討していきたい。

## ①高齢級化したクロマツ林の更新及び林型のゾーニング

海岸林は歴史的背景もあり、更新樹種を慎重に選定する必要はあるものの、松枯れ被害対策や管理のしやすさという観点からも、都市近郊部等で一部低木への樹種転換をしていくことは有効であると考えられる。各行政機関及び有識者と実施区域のゾーニング等を調整しつつ事業化を目指す。

(北海道局空知署において取組事例あり)

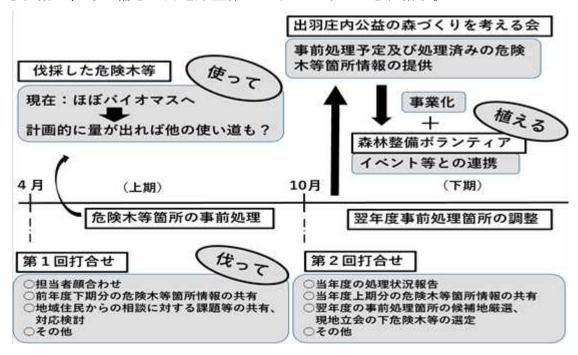


②都市近郊林における森林整備ボランティア活動のさらなる推進

現在でも官民一体となり森林整備ボランティア活動等を通して海岸林の大切さについて周知しているところであるが、高齢級化した海岸林の現状と今後のあり方についても理解を求めていくことが重要である。また、森林整備活動を住民参加型で実施することは、住民と海岸林の距離感を縮めるという点で重要な取組みといえる。この際、高齢化社会による人手不足が課題であることから、特に若年層を対象とした普及推進が必要不可欠である。今まで住民の生活を守ってきた海岸林も、高齢級化や近年の異常気象により被害を受けやすい環境であることを理解してもらうことが必要である。

#### 3. まとめ

近年の立木の高齢級化や異常気象により、これまで人々の生活を守ってきた海 岸林が今では脅威になりかねない側面を持ちつつある。「伐って、使って、植える」 の理念に則れば、「伐って」が主たる倒木等の処理だが、当然「使って、植える」 も考える必要がある。事前処理も含め計画的に実施ができれば、現在は主にバイオ マスの原料材として利用される処理木も、別の使い道の可能性も検討でき、更新が 必要な場所も自ずと把握できる。そのことから、更新が必要な場所等も明確化され、 植付等のボランティア活動の場を検討する点でも連携を図りやすくなると考えられ る。海岸林の歴史が深い当署管内において、住民からの理解という点で感情論的な 課題が多く出てくる可能性はあるが、現況を鑑みて変えるべきところは変えていく ことも必要だ。まずは、県庄内総合支庁と酒田市との各行政機関での円滑な対応スキームの構築を早急に行い、住民からの理解と協力を得つつ、日常生活の中で親しまれる海岸林をこれからも守っていくと共に、行政機関と住民が信頼しあえる地域を目指し、その輪を庄内地方全体に広げていくことを目指す。



#### 4. 参考文献

- 1) 庄内海岸松原再生計画~公益の森がつくる豊かな暮らし~【改訂版】平成31年3月一部改訂:出羽庄内公益の森づくりを考える会
- 2) 揺れる虹の松原 保全と安全の両立へ知恵を(2019.8.2 佐賀新聞Live)
- 3) 千葉大停電の遠因か。倒木処理の難しさと山武杉の悲劇を振り返る(2019.9. 17 YAH00!JAPANニュース)
- 4) 林野庁HP>国有林野事業業務研究発表会>森林保全部門(H30)>「No.3 凸型林型化による防風林の機能向上~「おとなりさん」をたずねて、見えて きた課題と目指すべき方向~」(北海道 空知森林管理署)>詳細版 〈https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/gijutu/kenkyu\_happyo/attach/pd f/H30\_happyo-6.pdf〉
- 5) 都市近郊林における様々な苦情・要望への対応(北海道 石狩森林管理署)
- 6) 国有林における高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定並びに 樹種転換促進指針の指定について【平成9月4月7日付け9林野業一第18号 (最終改正:平成24年12月28日 24林国管第112号)】